

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!
中小企業庁 平成30年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

◎ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取組に対し **50万円** を上限に補助金

(補助率:2/3) が出ます

・①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策事業を行う事業者は、100万円が上限になります。

・複数の事業者が共同して申請する事も出来ます。複数の事業者が連携する場合には、上限は、100万円～500万円です。★連携小規模事業者によります。

◎計画の作成や販路開拓の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。

対象となる取組例

①広告宣伝

- ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
- ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発

⑤ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開発やネット販売システムの構築、管理システムの導入



◎申請受付開始

2019年4月25日(木)

◎書類送付締切

2019年6月12日(水)

【最終日当日消印有効】

◎採択結果公表

2019年7月末頃を予定

◎補助事業の実施期限

2019年12月31日(火)まで

※交付決定通知受領後から

お問合せ

春日部商工会議所 中小企業相談所

〒344-8585 春日部市粕壁東2-2-29 電話:048-763-1122

申請書類の提出先

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-2389 【9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)】

URL : <https://h30.jizokukahojokin.info/>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。



◎補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者〔商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用〕

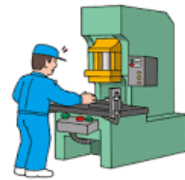
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◎対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◎補助対象経費

機械装置等、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料
 専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限り)
 設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費



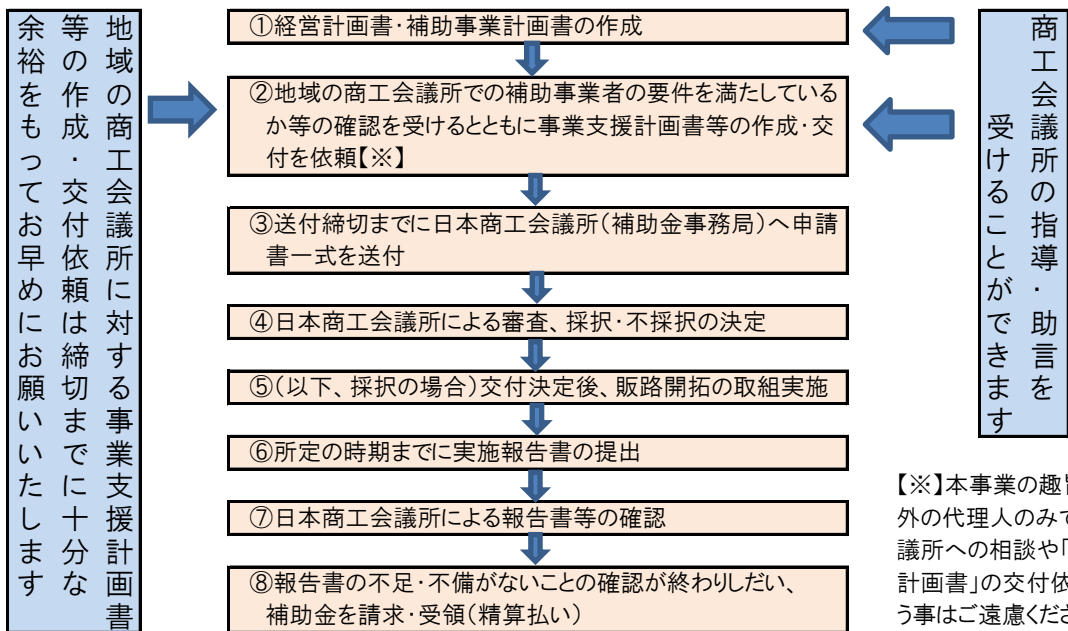
◎補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円(①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買物弱者対策の取組は上限100万円)

※同一または異なる商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◎申請から補助金受領までの基本的な流れ



【※】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行う事はご遠慮ください。

※「買物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は取組を行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要です。

※創業支援事業の支援を受けた事業者として補助限度額の引上げを希望する事業者はセミナー等実施元の市区町村が交付する「確認書」が必要です。

※事業承継加 points の付与を希望する場合は事業承継診断票(地域の商工会議所が作成・交付)も必要です。

◎手続きの期限等

平成30年度第2次補正予算事業	
1.申請受付開始	2019年4月25日(木)
2.日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切	2019年6月12日(水)【最終日当日消印有効】
3.採択結果公表	2019年7月末頃の予定
4.補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から2019年12月31日(火)まで